文化財の災害復旧対策の推進に関する提言

近畿ブロック知事会

平成３０年１２月

文化財の災害復旧対策の推進に関する提言

近畿地方においては、６月の大阪府北部地震、平成 30 年７月豪雨に続き、８月の台風第 20 号、９月の台風第 21 号及び第 24 号など、立て続けに自然災害に見舞われ、インフラ・農林水産業・中小企業や文化財など様々な分野で甚大な被害が発生した。
これらの被害に対して、被災市町村及び関係機関との連携の下、被災者の生活再建や被害の復旧に向けて全力で取り組んでいるが、自然災害の発生規模や頻度が、これまでとは明らかに異なっている。

文化財の被害においては、度重なる災害により、京都府で賀茂御祖神社（下鴨神社）や大覚寺、醍醐寺、高山寺、平野神社、奈良県で春日大社、法隆寺、滋賀県で彦根城、常楽寺、和歌山県で紀州東照宮など、数多くの後世に遺すべき貴重な国宝や重要文化財等に甚大な被害が生じたところである。

しかし、文化財の復旧は事業費が莫大で、所有者負担が大きく、復旧事業に対する国庫補助制度（重要文化財（建造物、美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助金及び歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費補助金）はあるが、今回の度重なる自然災害による被害では、国庫補助対象となっても所有者負担が１億円を超える文化財が複数確認されている。
また、国指定文化財でない文化財は、国庫補助制度の対象外であるため、所有者は特に厳しい状況に置かれている。

以上を踏まえ、文化財の災害復旧対策の推進について、次のとおり提言する。

１．災害復旧に係る予算の確保

度重なる災害による文化財の被害の額や件数が甚大であったことを踏まえ、文化財の災害復旧に必要な予算を十分に確保すること。

２．激甚災害時の国庫補助率の嵩上げ

国所有の文化財に限定せず、激甚災害時には文化財の災害復旧に係る国庫補助率を 90%に嵩上げすること。

３．国庫補助制度の創設等

国庫補助対象を国指定文化財に限定せず、国登録文化財や都道府県及び市町村指定文化財、今後国や地方公共団体の指定が予想される貴重な文化財などを対象に災害復旧を支援する制度を創設すること。
また、所有者が独自で行っている被害拡大や二次災害防止のための応急復旧工事も国庫補助制度の対象とすること。

平成３０年１２月

近畿ブロック知事会

福井県知事　西　川　一　誠
三重県知事　鈴　木　英　敬
滋賀県知事　三日月　大　造
京都府知事　西　脇　隆　俊
大阪府知事　松　井　一　郎
兵庫県知事　井　戸　敏　三
奈良県知事　荒　井　正　吾
和歌山県知事　仁　坂　吉　伸
鳥取県知事　平　井　伸　治
徳島県知事　飯　泉　嘉　門